

鹿児島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求事件

国側当事者・国(鹿児島税務署長)

平成24年3月7日却下・棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成15年6月1日から平成16年5月31日までの事業年度の法人税に係る更正の取消しを求める本件訴えのうち、所得金額335万2585円、納付すべき税額73万7400円以下の取消しを求める部分を却下する。
- 2 処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成19年6月1日から平成20年5月31日までの事業年度の法人税に係る更正の取消しを求める本件訴えのうち、所得金額93万0950円、納付すべき税額20万4600円以下の取消しを求める部分を却下する。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした原告の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの事業年度(以下「平成16年5月期」という。)の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした原告の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの事業年度(以下「平成17年5月期」という。)の法人税の更正を取り消す。
- (3) 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした原告の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの事業年度(以下「平成18年5月期」という。)の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- (4) 処分行政庁が平成21年7月7日付けでした原告の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度(以下「平成19年5月期」という。)の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- (5) 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした原告の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの事業年度(以下「平成20年5月期」という。)の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分をいずれも取り消す。
- (6) 処分行政庁が平成21年12月25日付けでした原告の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの事業年度(以下「平成21年5月期」という。)の法人税の更正を取り消す。
- (7) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 本案前の答弁

ア 前記1(1)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成16年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額335万2585円、納付すべき税額73万7400円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

イ 前記1(2)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成17年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額マイナス161万9342円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

ウ 前記1(3)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成18年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額0円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

エ 前記1(4)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成19年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額マイナス71万8855円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

オ 前記1(5)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成20年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額93万0950円、納付すべき税額20万4600円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

カ 前記1(6)の請求のうち、処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成21年5月期の法人税に係る更正につき、所得金額マイナス227万6892円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。

キ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 本案の答弁

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件事案の要旨

本件は、電気工事業等を営む有限会社である原告が、甲に対し支給した残業手当、深夜手当、休日手当及びボーナス等を損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、処分行政庁から、原告の監査役である甲に支給した上記金銭を損金に算入することはできないとして、更正及び過少申告加算税の賦課決定を受けたため、これらの各処分が違法であるとして取消しを求める事案である。

2 争いのない事実等

以下の事実は、争いのない事実及び証拠によって認めることができる事実である。

(1) 原告

原告は、平成3年3月15日、有限会社法（平成17年法律第87号により平成18年5月1日廃止）に基づき設立された電気工事等の事業を営むことを目的とする有限会社であり、同法廃止後は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく特例有限会社として存続している。

原告の資本金の額は300万円である。また、原告は、法人税法における内国法人かつ普通法人であり、また、同族会社に該当する。

(争いのない事実)

(2) 原告の監査役

原告は、定款により、監査役を1名置く旨定めている。

原告の定款には、甲（以下「甲」という。）を監査役に選任する旨記載されている。また、甲は、原告の設立以降、平成21年2月13日に監査役辞任の登記（平成20年12月31日付け）がされるまで、商業登記簿に原告の監査役として登記されていた。

原告は、平成16年5月期から平成21年5月期まで、甲に対し、別紙給与一覧表記載の給与（①基本給、②通勤手当、③基本給と同時に支給される能力手当、④残業手当、⑤深夜手当、⑥休日手当、⑦ボーナス（ボーナス・期末手当）及び⑧ボーナスと同時に支給される能力手当）を支給した。

(争いのない事実、乙第2号証の1ないし5、第6、第7号証、第8、第9号証の各1ないし6)

(3) 平成16年5月期ないし平成20年5月期に係る法人税の申告

原告は、処分行政庁に対し、平成16年5月期ないし平成20年5月期の法人税について、別紙課税一覧表の確定申告欄記載のとおり申告を行った。

原告は、上記各申告に際し、甲に対して支給した前記給与全額について、所得の金額の計算上これらを全て損金の額に算入した。

(争いのない事実、乙第2号証の1ないし5)

(4) 第一次更正処分等

処分行政庁は、原告に対し、平成16年5月期ないし平成20年5月期の課税標準等及び税額等の調査を行い、甲が監査役であることを前提に、同人に対して支給した給与のうち、①基本給、②通勤手当及び③基本給と同時に支給される能力手当（以下「本件基本給等」という。）については所得の金額の計算上損金に算入することができるが、④残業手当、⑤深夜手当及び⑥休日手当（以下「本件残業手当等」という。）並びに⑦ボーナス（ボーナス・期末手当）及び⑧ボーナスと同時に支給される能力手当（以下「本件ボーナス等」という。）を損金の額に算入することはできないと判断した。

そこで、処分行政庁は、平成21年7月7日、原告に対し、別紙課税一覧表の更正処分及び賦課決定処分欄記載のとおり更正を行うとともに、納付すべき税額に変化が生じなかった平成17年5月期を除く各事業年度について、過少申告加算税の賦課決定を行った（以下「第一次更正処分等」という。）。)

(争いのない事実、甲第1号証の1ないし5)

(5) 平成21年5月期に係る法人税の申告

原告は、平成21年7月21日、処分行政庁に対し、平成21年5月期の法人税について、別紙課税一覧表の確定申告欄記載のとおり申告を行った。

原告は、上記申告に際し、甲に対して支給した本件基本給等、本件残業手当等及び本件ボーナス等について、所得の金額の計算上これらを全て損金の額に算入した。

また、原告は、処分行政庁に対し、上記申告とともに、欠損事業年度を平成21年5月期、還付所得事業年度を平成20年5月期、繰り戻す欠損金額を93万0950円とする欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出した。

(争いのない事実、乙第2号証の6、第3号証)

(6) 第一次更正処分等に対する不服申立て

原告は、平成21年7月27日、処分行政庁に対し、第一次更正処分等に対する異議申立てを行った。

しかし、処分行政庁は、平成21年9月17日、上記異議申立てを棄却する旨決定した。

そこで、原告は、平成21年10月6日、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。

(争いのない事実、甲第2号証の1・2、第3、第4号証)

(7) 第一次更正処分等の一部取消しと第二次更正処分等

処分行政庁は、平成21年12月22日、第一次更正処分等のうち、平成18年5月期及び平成20年5月期に係る更正及び過少申告加算税の賦課決定を取り消した。

その上で、処分行政庁は、平成21年12月25日、平成18年5月期、平成20年5月期及び平成21年5月期の課税標準等及び税額等について、原告が甲に対し支給した本件残業手当等及び本件ボーナス等を損金の額に算入することはできないとして、別紙課税一覧表記載のとおり更正を行うとともに、納付すべき税額に変化が生じなかった平成21年5月期を除く各事業年度について、過少申告加算税の賦課決定を行った(以下「第二次更正処分等」という)。

なお、平成18年5月期及び平成20年5月期に係る更正及び過少申告加算税の賦課決定の取消しは、上記各更正の理由を追加する目的でされたものであった。そのため、平成18年5月期及び平成20年5月期に係る第一次更正処分等と第二次更正処分等の内容(所得金額、納付すべき税額、繰越欠損金の当期控除額、翌期へ繰り越す欠損金及び過少申告加算税の額)は、いずれも同額であった。

(争いのない事実、甲第5号証の1ないし3、乙第4号証の1・2)

(8) 第二次更正処分等に対する不服申立てと本訴の提起

原告は、平成22年1月13日、第一次更正処分等に対する審査請求のうち、平成18年5月期及び平成20年5月期に係る部分を取り下げるとともに、平成22年1月13日、国税不服審判所長に対し、第二次更正処分等に対する審査請求をした。

国税不服審判所長は、原告に対し、平成22年2月3日、第一次更正処分等(取り下げられた部分を除く。以下同様。)に対する審査請求と第二次更正処分等に対する審査請求とを併合して審理する旨通知した。そして、国税不服審判所長は、平成22年5月24日、原告の上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

原告は、これを不服として、第一次更正処分等及び第二次更正処分等(以下「本件各更正処分等」という。)の取消しを求める本訴を提起した。

(争いのない事実、甲第6、第7号証、乙第5号証)

3 争点

(1) 訴えの利益の有無

ア 被告

原告は、本件各更正処分を全て取り消すよう求めている。

しかしながら、原告は、平成16年5月期ないし平成21年5月期(以下「本件各事業年度」という。)の課税標準等及び税額等について、処分行政庁に申告した限度でこれを自認している。

したがって、本件各更正処分の全部取消しを求める本訴請求のうち、原告が申告した課税標準等及び税額等を超えない部分の取消しを求める訴えは、その利益を欠き、却下を免れな

いというべきである。

イ 原告

争う。

(2) 本件残業手当等及び本件ボーナス等の損金算入の可否

ア 被告

(ア) 平成18年5月期以前の法人税法等の規定

平成18年法律第10号による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）において、所得の金額の計算上内国法人の役員（取締役、執行役、監査役等）に対して支給した賞与（臨時的な給与のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの及び退職給与以外のもの）は、損金の額に算入することができないものとされている（旧法人税法35条1項、4項）。

なお、使用人としての職務を有する役員（以下「使用人兼務役員」という。）に対して支給した賞与のうち、使用人としての職務に対するものについては、これを損金に算入することができるが（旧法人税法35条2項）、監査役は使用人兼務役員となることが許されていない（旧法人税法35条5項、平成18年政令第125号による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）71条1項3号）。

(イ) 平成19年5月期以降の法人税法等の規定

内国法人の役員に対して支給した給与（退職給与、ストック・オプション及び使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対するものを除く。）は、その支給時期が一月以下の一定の期間ごとで、かつ、支給額が同額であるもの（以下「定期同額給与」という。）等を除き、これを損金に算入することができない（法人税法34条1項）。

なお、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与については、これを損金に算入することができるが（法人税法34条1項柱書括弧書）、監査役は使用人兼務役員となることが許されていない（法人税法34条5項、法人税法施行令71条1項4号）。

(ウ) 本件残業手当等及び本件ボーナス等の損金不算入

原告は、監査役であった甲に対し、別紙給与一覧表記載のとおり本件残業手当等及び本件ボーナス等を支給している。

ところで、本件残業手当等及び本件ボーナス等は、いずれも支給額が一定しない臨時的な給与に当たり、かつ、使用人兼務役員になり得ない監査役に対して支給されたものである。

そうすると、本件残業手当等及び本件ボーナス等は、旧法人税法35条に規定された損金に算入しない役員の賞与に該当するとともに、法人税法34条に規定された損金の額に算入しない役員の給与に該当することになる。

したがって、本件残業手当等及び本件ボーナス等を所得の金額の計算上損金の額に算入することは許されない。

イ 原告

甲は、原告の監査役ではなく、原告の使用人である。

原告の設立届出を行った者が、定款の雛形に記載されていた監査役の欄を埋めるため、甲に無断で同人の名前を借用したため、定款及び商業登記簿に甲の氏名が記載されているにすぎない。

現に、甲は、他の従業員と同様の給与基準に服するとともに、雇用保険に加入し、毎日電気工事業等の現業に従事している。甲が監査業務を行ったことは一度もない。

したがって、本件残業手当等及び本件ボーナス等は、旧法人税法35条に規定された損金に算入しない役員の賞与には該当せず、また、法人税法34条に規定された損金の額に算入しない役員の給与にも該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (訴えの利益の有無) について

原告は、本件各更正処分を全て取り消すよう求めている。

もっとも、原告は、本件各事業年度の課税標準等及び税額等について、別紙課税一覧表の確定申告欄記載のとおり申告を行い、同一覧表の納付すべき税額欄記載の額の納税義務を確定させている。そして、原告が、上記申告に係る課税標準等又は税額等について更正の請求をするなど、確定した上記納税義務を争った事実は認められない。

そうすると、原告の本訴請求のうち、本件各更正処分につき原告自らが確定させた納税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものであるというべきである。

したがって、原告の本訴請求のうち、①処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成16年5月期の法人税に係る更正処分の取消しを求める請求のうち、所得金額335万2585円、納付すべき税額73万7400円を超えない部分の取消しを求める訴え及び②処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成20年5月期の法人税に係る更正処分の取消しを求める請求のうち、所得金額93万0950円、納付すべき税額20万4600円を超えない部分の取消しを求める訴えは、いずれもその利益を欠き不適法である。

2 争点(2) (本件残業手当等及び本件ボーナス等の損金算入の可否) について

(1) 判断の前提となる事実

以下の事実は、争いのない事実及び証拠によって認めることができる事実である。

ア 原告は、平成3年3月15日、電気工事等の事業を営むことを目的とする有限会社として設立された。

原告の資本の総額は300万円、出資の1口の金額は5万円である。また、原告の設立時の社員は乙(出資口数10口)、丙(出資口数30口)及び甲(出資口数20口)の3名であった。

(争いのない事実、乙第6、第7号証)

イ 原告は、定款をもって、2名の取締役及び1名の監査役を置く旨定め、設立当初の役員として、乙及び丙を取締役に、甲を監査役にそれぞれ選任した。

甲は、原告の設立の登記に伴い、原告の監査役として商業登記簿に登録された。

(乙第6、第7号証)

ウ 甲は、原告設立当初から、原告が受注した電気工事等に係る現場作業に従事している。

(甲第10ないし第13号証、第14号証の1ないし50、第15号証の1ないし59、第16ないし第26号証の各1・2、第27ないし第29号証、証人甲の証言、原告代表者尋問の結果)

エ 原告は、平成21年5月期の途中である同年2月13日、平成20年12月30日をもって甲につき原告の監査役を辞任した旨の登記をした。

(乙第7号証)

(2) 本件残業手当等及び本件ボーナス等の損金算入の可否

ア 平成16年5月期ないし平成18年5月期の各事業年度について

原告は、平成16年5月期から平成18年5月期にかけて、甲に対し、別紙給与一覧表記載の給与（本件基本給等、本件残業手当等及び本件ボーナス等）を支給しているが、そのうちの本件残業手当等及び本件ボーナス等も、所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきであると主張する。

しかし、本件残業手当等については、支給額が一定ではなく、また、本件ボーナス等についても、支給時期及び支給額が一定していないから、これらは月以下の期間を単位として定額を規則的に支給する給付（以下「定期の給付」という。）には当たらず、旧法人税法35条4項の臨時的な給与に該当する。また、本件残業手当等及び本件ボーナス等は、退職給与には該当しない。

したがって、本件残業手当等及び本件ボーナス等は、旧法人税法35条4項に規定された賞与に該当するから、上記各事業年度の所得の金額の計算上、これらを損金の額に算入することはできない（同条1項）。

なお、監査役は使用人兼務役員となることが許されていないから（旧法人税法35条5項、旧法人税法施行令71条1項3号）、監査役である甲に支給された本件残業手当等及び本件ボーナス等を、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する賞与として損金の額に算入することはできない。

イ 平成19年5月期ないし平成21年5月期の各事業年度について

原告は、平成19年5月期から平成21年5月期にかけて、別紙給与一覧表記載の給与（本件基本給等、本件残業手当等及び本件ボーナス等）を支給しているが、そのうちの本件残業手当等及び本件ボーナス等も、所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきであると主張する。

しかし、上記給与のうち、本件残業手当等及び本件ボーナス等については、定期同額給与、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与、同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員に対して支給する利益連動給与のいずれにも当たらず、また、退職給与及び新株予約権による給与にも該当しない（法人税法34条1項）。

そして、監査役は使用人兼務役員となることが許されていないから（法人税法34条5項、法人税法施行令71条1項4号）、監査役である甲に支給された本件残業手当等及び本件ボーナス等が、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与に当たると解することもできない（法人税法34条1項柱書括弧書）。

したがって、本件残業手当等及び本件ボーナス等を、上記各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできない。

(3) 原告の主張について

原告は、甲が適法に監査役に選任されていないこと、また、甲が専ら使用人としての業務を行っていたこと等を根拠に、原告が甲に支給した本件残業手当等及び本件ボーナス等を、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきであると主張する。

しかしながら、有限会社は原始定款によって監査役を選任することができること（有限会社法33条2項、11条1項）、原告の原始定款に甲を監査役に選任する旨記載されていること、

甲は原告の社員であり、原告の原始定款に甲の記名押印が認められること、原始定款の認証を受けるためには、社員の印鑑証明書を公証役場に提出する必要があること（平成17年法律第87号による改正前の公証人法62条の3第4項、60条、28条1項、2項）等の事情からすれば、甲は、自己の意思に基づき原告の定款によって適法に原告の監査役に選任されたと認められる。

そして、実体法上及び租税法上監査役が使用人を兼ねることは禁止されている以上（有限会社法34条1項、平成17年法律第87号による改正前の商法276条、会社法335条2項）、専ら使用人としての業務を行っていたこと等をもって、法人税の賦課徴収に際し適法に選任された監査役を使用人として扱うことはできないといわざるを得ない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

3 本件各事業年度に係る課税標準等及び税額等

前記2及び第2の2で判示した事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成16年5月期に係る課税標準等及び税額等

ア 所得金額（649万5600円＝3,352,585円＋3,143,015円）

（ア） 申告所得金額（335万2585円）

（イ） 申告時に損金に算入された本件残業手当等及び本件ボーナス等の額（以下「本件不算入額」という。）（314万3015円）

イ 納付すべき法人税額（142万8900円＝6,495,000円（所得金額から1000円未満を切り捨てた額）×0.22）

（甲第1号証の1、弁論の全趣旨）

(2) 平成17年5月期に係る課税標準等及び税額等

ア 欠損金額（△15万6118円＝△1,619,342円＋1,677,724円－214,500円）

（ア） 申告欠損金額（△161万9342円）

（イ） 本件不算入額（167万7724円）

（ウ） 前事業年度の所得金額の増加に伴い納付することとなる事業税の額（以下「増加事業税額」という。）（21万4500円）

イ 納付すべき法人税額（0円）

ウ 翌期へ繰り越す欠損金額（15万6118円）

（甲第1号証の2、弁論の全趣旨）

(3) 平成18年5月期に係る課税標準等及び税額等

ア 所得金額（242万4666円＝0円＋1,820,874円＋603,792円）

（ア） 申告所得金額（0円）

（イ） 本件不算入額（182万0874円）

（ウ） 繰越欠損金の減少額（60万3792円）

イ 納付すべき法人税額（53万3200円（100円未満切捨て）＝2,424,000円（所得金額から1000円未満を切り捨てた額）×0.22）

ウ 翌期へ繰り越す欠損金額（0円）

（甲第5号証の1、弁論の全趣旨）

(4) 平成19年5月期に係る課税標準等及び税額等

- ア 欠損金額 (112万3155円 = $\Delta 718,855$ 円 + 1,963,210円 - 121,200円)
- (ア) 申告欠損金額 ($\Delta 71$ 万8855円)
- (イ) 本件不算入額 (196万3210円)
- (ウ) 増加事業税額 (12万1200円)
- イ 納付すべき法人税額 (24万7000円)
- 24万7000円 (100円未満切捨て) = 1,123,000円 (所得金額から1000円未満を切り捨てた額) $\times 0.22$)
- ウ 翌期へ繰り越す欠損金額 (0円)
- (甲第1号証の4、弁論の全趣旨)
- (5) 平成20年5月期に係る課税標準等及び税額等
- ア 所得金額 (506万4937円 = 930,950円 + 2,611,800円 + 1,578,287円 - 56,100円)
- (ア) 申告所得金額 (93万0950円)
- (イ) 本件不算入額 (261万1800円)
- (ウ) 繰越欠損金の減少額 (157万8287円)
- (エ) 増加事業税額 (5万6100円)
- イ 納付すべき法人税額 (111万4000円 (100円未満切捨て) = 5,064,000円 (所得金額から1000円未満を切り捨てた額) $\times 0.22$)
- ウ 翌期へ繰り越す欠損金額 (0円)
- (甲第5号証の2、弁論の全趣旨)
- (6) 平成21年5月期に係る課税標準等及び税額等
- ア 欠損金額 ($\Delta 128$ 万3377円 = $\Delta 2,276,892$ 円 + 1,224,615円 - 231,100円)
- (ア) 申告欠損金額 ($\Delta 227$ 万6892円)
- (イ) 本件不算入額 (122万4615円)
- (ウ) 増加事業税額 (23万1100円)
- イ 納付すべき法人税額 (0円)
- ウ 平成20年5月期に繰り戻す欠損金額 (93万0950円)
- エ 翌期へ繰り越す欠損金額 (35万2427円 = 1,283,377円 - 930,950円)
- (甲第5号証の3、弁論の全趣旨)
- (7) よって、本件各更正処分は、いずれも適法にされたものといえる。

第4 結語

以上によれば、原告の被告に対する、処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成16年5月期の法人税に係る更正の取消しを求める請求のうち、所得金額335万2585円、納付すべき税額73万7400円を超えない部分の取消しを求める訴え及び処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日付けでした平成20年5月期の法人税に係る更正の取消しを求める請求のうち、所得金額93万0950円、納付すべき税額20万4600円を超えない部分の取消しを求める訴えは、不適法であるから、これらをいずれも却下することとし、処分行政庁が原告に対し平成21年7月7日付けでした平成16年5月期の法人税に係る更正のうち、所得金額335万2585円、納付すべき税額73万7400円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定、平成17年5月期の法人税に係る更正並びに平成19年5月期の法人税に係る更正及び過少申告加算税賦課決定の各処分の取消しを求めるとともに、処分行政庁が原告に対し平成21年12月25日

付けでした平成18年5月期の法人税に係る更正及び過少申告加算税賦課決定、平成20年5月期の法人税に係る更正のうち所得金額93万0950円、納付すべき税額20万4600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定並びに平成21年5月期の法人税に係る更正の各処分の取消しを求める本訴各請求は、理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 牧 賢二

裁判官 和波 宏典

裁判官 松原 平学

(別紙)

当事者目録

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	丁
同訴訟代理人弁護士	松下 良成
被告	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	鹿児島税務署長
	財津 和雄
同指定代理人	倉野 紀子
	戸上 吉幸
	大坪 正宏
	原田 千寿
	永澤 有司
	児玉 喜明
	中島 敏博
	亀甲 さおり
	杉本 知寛
	林 俊生
	池川 雅昭
	石川 尚登
	井手上 秀文

別紙給与一覧表 省略

課税一覧表

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分 及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成16年5月期	年 月 日	期限内		平21. 7. 7	平21. 7. 27	平21. 9. 17	平21. 10. 6	平22. 5. 24
	所 得 金 額		3,352,585	6,495,600	取消し	棄却	取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		737,400	1,428,900				
	繰越欠損金の当期控除額		484,045	484,045				
	翌期へ繰り越す欠損金		-	-				
	過少申告加算税の額			69,000				
年 月 日	期限内		平21. 7. 7	平21. 7. 27				
平成17年5月期	所 得 金 額		△1,619,342	△156,118	取消し	棄却	取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		0	0				
	繰越欠損金の当期控除額		-	-				
	翌期へ繰り越す欠損金		1,619,342	156,118				
	過少申告加算税の額			-				
	年 月 日	期限内		平21. 12. 25				
平成18年5月期	所 得 金 額		0	2,424,666			取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		0	533,200				
	繰越欠損金の当期控除額		759,910	156,118				
	翌期へ繰り越す欠損金		859,432	-				
	過少申告加算税の額			54,500				
	年 月 日	期限内		平21. 7. 7				
平成19年5月期	所 得 金 額		△718,855	1,123,155	取消し	棄却	取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		0	247,000				
	繰越欠損金の当期控除額		-	-				
	翌期へ繰り越す欠損金		1,578,287	-				
	過少申告加算税の額			24,000				
	年 月 日	期限内		平21. 12. 25				
平成20年5月期	所 得 金 額		930,950	5,064,937			取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		204,600	1,114,000				
	繰越欠損金の当期控除額		1,578,287	-				
	翌期へ繰り越す欠損金		-	-				
	過少申告加算税の額			110,000				
	年 月 日	期限内		平21. 12. 25				
平成21年5月期	所 得 金 額		△2,276,892	△1,283,377			取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額		0	0				
	繰越欠損金の当期控除額		-	-				
	翌期へ繰り越す欠損金		1,345,942	352,427				
	過少申告加算税の額			-				
	欠損金の繰戻しによる還付請求額		△204,600	△204,756				